

議第191号

## 和解について

次のように和解する。

平成25年2月20日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事案の内容	<p>相手方は、平成13年7月31日、京都市伏見区深草芳永町666番地地先の市道の交差点において、駆動補助機付自転車で市道を西進し同交差点に進入した際に、同交差点を北進していた本市の職員が運転するごみ収集用自動車と衝突し、頭部外傷、脳挫傷性出血等の傷害を負い、後遺障害として、高次脳機能障害を残した。</p> <p>そこで、相手方は、本件交通事故は、本市の職員のごみ収集用自動車の運転に過失があったことにより発生したものであるとして、本市に対し、48,921,097円及び遅延損害金の支払を求めるに当たり、財団法人日弁連交通事故相談センターに対して示談あつせんの申出をしたものである。</p>
和解の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件交通事故に係る過失割合は、本市が8割、相手方が2割とする。</li> <li>2 本市は、相手方に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、全国共済農業協同組合連合会が相手方に給付した既払金（金15,740,000円）及び本市が相手方に給付した既払金（金922,880円）のほか、金12,658,088円の支払義務があることを認める。</li> <li>3 本市は、相手方に対し、前項の金員を平成25年5月末日限り、相手方が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。</li> <li>4 相手方は、本件交通事故に関し、第2項の金員以外の請求を</li> </ol>

行わないものとする。

5 前項にかかわらず、本件和解契約締結後、本件和解契約締結の時点で予期することができなかった後遺障害が相手方に発生した場合は、別途協議する。

6 相手方と本市は、相手方と本市との間には、本件交通事故に關し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 提案理由

和解する必要があるので提案する。